

甲申政変における言論報道と統制

有山 輝雄*

1884（明治17）年12月4日漢城（現在のソウル）で勃発した金玉均らのクーデターである甲申政変に対して日本の新聞雑誌のほとんどが日本公使館の焼討、日本人居留民への殺傷などに焦点をあて、憤慨激昂した言論報道を展開したことは既に知られている。なかには『時事新報』のように清国への開戦を煽動的に主張する新聞もあった。以後、近隣諸国から日本人が被害を蒙ったとする事件に対してメディアが激昂した好戦的キャンペーンを展開するという構図は繰り返して起きるから、甲申政変はその典型的事例といえる。

そして特にこの事件が民衆意識に大きな影響を与えたとする研究もある。牧原憲夫は、「こうした興奮のなかで、「わが日本」という意識、さらには中国・朝鮮に対する敵視・蔑視の回路が開かれていくのは確実だろう」、「被害者意識に触発された一体感が生まれたのだ」、「民衆の「わが国」意識の形成にとって甲申事件がひとつの画期をなしたように思われる」と甲申政変を「わが国」⁽¹⁾「われわれ日本人」という集合的な自意識形成の契機と見ている。

これは当時の民衆意識、自由民権運動についての鋭い洞察だが、牧原が主として依拠しているのは『自由燈』などの旧自由党系の新聞の記事である。だが、新聞雑誌記事は民衆意識を直接反映しているわけではない。それはあくまで新聞社・記者の製造物であって、それを民衆意識に短絡させることはできないのである。それらと民衆意識との間には複雑な媒介過程が存在し、それを研究するのがメディア・コミュニケーションの研究であるはずだ。

しかし媒介過程と一言でいっても、それをめぐる諸条件は複雑で、それを歴史研究において明らかにするのは容易なことではない。それを打開するには個別の事例において、その媒介項をひとつずつ明らかにし、そこでの関係を解きほぐしていくことが必要であるはず。本稿ではその第一歩として甲申政変における新聞記事の形成過程を分析することにする。

甲申政変に関する言論報道の基本的条件は、漢城に日本の新聞記者はおらず、直接取材はできなかった、また日本列島と漢城・仁川の間には電信線は通じておらず、現地からの情報は船便によるしかなかったことである。情報源、情報通路はきわめて限られていて、政府は容易に情報統制を行うことができる状況であった。しかし政府の統制が言論報道をすべて規定したわけではない。寧ろ新聞の能動的な意思が大きく働いている。激昂した言論報道は清国、朝鮮への敵対・蔑視に読者を導こうとする新聞の意思の産物でもあった。

甲申政変での日本人の被虐の強調、清国・朝鮮への敵視・蔑視は政府の統制と新聞雑誌の意思両方の合作として分析する必要があるのである。しかし政府、新聞それぞれその内部に様々な要素を抱えており、合作といっても決して一様ではなく、個々の局面では協調と対立が絡み合っている。そうした観点から言論報道を具体的に明らかにしていきたい。

*ありやま てるお

一、

甲申政変における速報とその統制の最初の段階については、既に拙著『情報覇権と帝国日本』第3巻で若干触れたことがある。⁽²⁾そこで述べたように1884（明治17）年12月4日に起きた甲申政変について日本外務省が最初に知ったのは、12月11日に駐日清国公使から漢城で日本兵と清国兵との騒擾が起きたとの報知によってである。それまで外務省は事件発生をまったく知らなかった。

竹添進一郎弁理公使から報告が届いたのは12月13日になってからである。⁽³⁾竹添の報告は12月7日に済物浦から出され、それが千歳丸という便船に托され、千歳丸は13日に長崎に入港した。同日に長崎から電報で打たれ、ようやく東京の外務省に到着したのである。12月4日の事件は9日もかかって届いた。

長崎からの電報が各新聞に報道されたのは12月14日である。ただ14日は日曜日で多くの新聞は休刊日にあたっていたからほとんどの新聞社は急ぎ号外を発行した。各紙の記事はほぼ同文で、休刊していなかった『朝野新聞』12月14日付「内外電報」の例をあげれば、「朝鮮国の騒乱」と題し、「昨日午後或る最も信すべき方へ達したる電報ハ左の如し」と以下の報道をしている。「今朝朝鮮国仁川港より千歳丸長崎へ着港せり該船の報告に拠れば本月初三四日頃何者とも知れず朝鮮国の高官閔泳翊其の外二三の大臣を暗殺せり其後京城駐在の支那兵と日本兵との間に紛争を生ぜし趣きにて竹添公使ハ清国官吏并朝鮮政府と談判中の趣なり尤此暴動の爲めに彼我共多少の死傷ありし由なれども未だ詳かならず国王ハ恙なき由」。事件の日にはちや首謀者も特定されない、不可解な記事である。

このニュース源は千歳丸に乗船していた清国人とされ、『朝野新聞』の説明では13日午前に清国人から漢文で一報を得たので「取敢ず原稿を携へ其筋へ伺出でしに当官衙へは未だ然る報あらずとの事に暫く記載を見合せたれども全く無根の事にあらざるべし頻りに有無の待ち居たる折から同夜或る信すべき方より（中略）確報を得」たので14日に報道したとしている。⁽⁴⁾情報入手後に外務省に問い合わせたとあるので、その段階で日本に不都合な事実が剪定されてしまった可能性がある。他新聞の号外も同様に外務省の事前検閲を経たものと推定される。

この記事では読者はいつ誰が何を起こし、政変に日本政府や現地外交官などがいかなる関与をしていたのか否かは分からない。実は新聞社も事前知識が乏しくよく分かっていなかった。事件の第一報でこれが金玉均らの起こしたクーデターであって、それが失敗したことを理解したのは『時事新報』だけであろう。

13日に着いた千歳丸にはクーデターに関与していた福沢諭吉の門弟井上角五郎が乗船しており、井上は上陸後直ちに福沢に事件を知らせる電報を打ったが、電信局の通知により外務省が差し押さえた。⁽⁵⁾外務省が差し押さえた井上角五郎電報の電文は次の通りである。

四日閔泳翊暗殺セラレ日本党政権ヲ取ル支那党皆殺サレ日本党四大闕ヲ警護ス六日支那兵大闕ヲ攻メ国王支那兵ニ取ラレ公使公使館ニ帰ル都大乱死人三十七日公使仁川ニ帰ル公使館博文局皆焼

井上角五郎電報は自らの関与については何も触れない。電報を差し押さえられた井上はやむなく、「十二月十三日午前十一時三十分長崎発（輻輳延着）京城ニ乱起ル今泉秀太郎ト同船無事ニ此地迄帰り着イタ」と自分の安着だけを伝える電報を伝える電報を打ち直し、これは12月15日『時事新報』に「井上角五郎氏より一昨夜左の電報在東京友人の許に到着したり」として掲載されている。

クーデターの経緯について詳細な情報である竹添公使の報告は外務省が握り、また井上等民間人の報告も外務省が抑えてしまった。事件の情報は日本政府の管理下におかれたのである。これは突発的事件に対する緊急措置のようにみえる。しかし事件直後だけでなく、その後も事件に関する言論報道は外務省によって検閲が実施されることになった。外務省の事前検閲権限に関する法的根拠は新聞紙条例第34条に「外務卿は外交上の事件に付特に命令を下して記載を禁止することを得」という条文にある。これは1883年新聞紙条例によって初めて明文化され、これが甲申政変において強力な統制力を発揮したのである。

ただしこの条文には「特に命令を下して」とあるから外務省が命令を発して初めて検閲実施となると解することができる。実際、後の時期に実施された外務省検閲では外務省令が公布され検閲が実施されたのである。だがこの時に外務省令の公布はないまま検閲が実施された⁽⁶⁾。恐らく検閲実施手順について十分検討がないままなし崩し的に実施となったのであろう。

検閲実施を通告する外務省文書は見いだせないが、12月16日『朝野新聞』に朝鮮問題記事が「其筋」による検閲を受けるため新聞刊行遅延を謝罪する社告、同日の『東京日日新聞』にも警視庁から呼び出しがあり外務省検閲が通告されたとの記事があるから12月15日には事前検閲が始まったことは間違いない。同日の『東京横浜毎日新聞』朝鮮関係記事、『自由燈』社説・記事には多数の伏字があり事前検閲の跡が歴然である。『自由燈』17日付は社説「謹んで読者に告ぐ」を掲げ、一昨夜中警視庁から本社持主が召喚され今後一切の記事は外務省検閲を経なければならなくなったので、今後「塗抹の儘刷出することもあるべし」と予告している。さらに大阪の『日本立憲政党新聞』20日付社説にも大きな伏字があり検閲が東京だけではなく大阪でも行われたことを示している。

ただ外務省は検閲実務の実働組織をもっているわけではないから内務省に依存するところは大きい⁽⁷⁾。また検閲には一定の基準が必要で、外務省は急遽検閲基準を定めたと推定される。当然これは秘密であった。ところが『日本立憲政党新聞』12月21日付が「新聞検閲内規」を報道する事件が起きた。外務省、内務省も初め『日本立憲政党新聞』記事に気づかず、12月23日『朝野新聞』がこの記事を転載しようとして漸く気がつき、『朝野新聞』に記事を削除させた⁽⁸⁾。

清浦警保局は12月26日に大阪府知事宛に19日に暗号電信で通報した「新聞検閲内規」は秘密であるが21日発兌『立憲政党新聞』に掲載されたと注意喚起し、外務省浅田公信局長も12月28日に「秘密の内規を公然新聞紙上に発露」された事情を至急調査するよう内務省に要請した⁽⁹⁾。「新聞検閲内規」の公然化は検閲実務に支障が生ずるだけでなく、日本が事件の何を秘密にしたいのかが明らかになり、外交上深刻な不利をもたらすので外務省が重大視したのである。

これに対し12月30日になって大阪府知事から、『日本立憲政党新聞』記事は各新聞社編輯人を召喚し注意論達した際に主任官が自己の控をもとに口述したのを同紙記者が写しとったもので処罰することはできないとの返事があった。検閲主任官が手元の「検閲内規」をそのまま読みあげてしまい、記者がそれを書き写したというのである。31日、清浦奎吾警保局長は浅田公信局長に大阪府知事を処分するのは穏当ではないと弁明している。間が抜けた事情だが、処罰する理由はないのである。

この経緯からすると『日本立憲政党新聞』12月21日記事「是非なき次第の一言」が載せた「新聞検閲内規」は若干の語句に聞き違いはあるかもしれないが、外務省の「新聞検閲内規」そのまま

と見られる。全6箇条で以下の如くである。

- 一軍艦を出だし若くは兵隊を派遣し或は糧食弾薬を積込みたる等の説を掲ぐる事
- 一在朝鮮公使を誹譏讒謗するの文字を用ふる事
- 一日本兵敗北等の説を構造する事
- 一公使と彼の政府との外交談判の事
- 一韓奴又は支那々々（チアンチアン）倒せ等の文字を用ひ直接に締盟国を誹譏する等の事
- 一竹添公使朝鮮の政党に党与したるとの説を構造する事

外務省が報道させたくないのは竹添公使の事件関与とそれへの批判、日本兵の敗北、朝鮮や清への感情的攻撃などである。これに違反する記事は事前に削除され、場合によれば伏字となったのである。この時期の新聞紙面はこのような検閲を経た記事によって構成されていた。逆に言えば載っている記事は政府の許容範囲内にあったということである。

政府は検閲の一方で、政府公認の事実を公表し12月15日『官報』に掲載した。これは「十二月十三日長崎発在漢陽公使館報告」と題された以下の通りの記事である。

本月四日朝鮮国京城に於て変動起り閔泳翊等数名殺害に遭へり我か公使は急劇の際国王の請求に依り王宮に赴きたるに同地駐在の清国将官も亦兵を率ひ王宮に到り我か兵との間に紛争を生し終に彼より砲発に及び互に死傷ありたり日本公使館は兵燹に罹れり公使は本月八日一時済物浦に引移り同処に於て朝鮮政府并に清国官吏と談判中なり

これが政府公認の事実である。金玉均等のクーデターなどは一切触れられていない。閔泳翊等数名がなぜ殺害されたのかなどもまったく不明である。この『官報』記事は各新聞紙に再録され広く広まった。

甲申政変に関する言論報道は外務省の検閲と政府の公認事実の二面で挟まれることになった。これは狭い領域だが、新聞はそのなかで日本への侮辱と被害に激昂していったのである。

前述の如く事件第一報が入った段階で、ほとんどの新聞社は何が起きたのか分からなかった。朝鮮国内の政治情勢、個々の政治家の立場など事前知識が乏しかったのである。

『郵便報知新聞』は15日社説で横浜英字新聞記事紹介のかたちで、「日本に反対する者、革命を起して閔氏を刺せる趣」、16日社説でも「騒擾を主導する者は斥和主義の頑固党にして開化主義の日本党は被導の地位に立つ者と云ふ可し」と、まったく逆に解釈し論じている。⁽¹⁰⁾『朝野新聞』も12月16日「朝鮮事件」欄は、守旧党が蜂起して閔泳翊其他大臣を暗殺したともいわれるが、「開化党が起りて暗殺を行ひたるものなりとの異説あり」と二つの説を併記し、開化党によるクーデター説では、朝鮮国王の要請で竹添公使は兵を率いて王宮に赴いたが、清国兵は「我日本兵を以て暴徒に加勢を為したものと推測」して日本兵を攻撃し衝突が起きたと事件の経過を報道している。

言論報道をリードすることになったのは『時事新報』である。『時事新報』は第一報が入った当日の12月15日社説「朝鮮事変」で、事件を「推察」しているが、これはかなり正確である。日本人・日本兵の関与は「不審」であると書くにとどめ、国王は「飽くまでも自国独立の大義」を考えており、その主な近臣は金玉均、朴泳孝、洪英植、徐光範など、その主義は「朝鮮国の名誉を全う」しようとするにあり、これに党名をつければ独立党と称すべきだが、朝鮮国内では「日本党」と言われることもある。これと対立するのが「事大党」で、これは「支那党と名乗り」、日本と支那とが相対するが如くだが、「日本党」といわれるのはただ偶然の名称で、実際には「事大党

と独立党と二派」があるにすぎない。今回の事件を臆測すれば、「事大独立両党の軋轢にして、独立党が先づ手を出したるには非ずやと疑を容れざるを得ず」。「独立党の者」が「斬奸等の名を以て朝臣の重きを除き、勢に乗して支那兵をも逐ひ払ひ、以て宿昔独立の志を達せんとした」のである。ただ在朝鮮の日本人には何の関係ないはずなのに、「何故に日本兵と支那兵との間に波及したるや」は「不審」にたえない。独立党は政変に失敗し、その際日本公使館等が危害を受けたのだろうかとする。

『時事新報』がこうした「推察」ができたのは、新聞紙発行业などに派遣した井上角五郎等から事前に朝鮮の政情について十分な情報を得ていたからである。そしてクーデター失敗という事態を受けて報道を避けるべき事項は何かも分かっていた。事件はあくまで「事大党と独立党」の争いであり、日本公使や日本人はそれに巻き込まれたのである。「独立党」を「日本党」というのも不適當であり、国王とともに「自国独立の大義」を実現しようとしている党派という規定である。

ただ同紙も事件の詳細まで推察できたわけではなく、なぜ日本公使が漢城を退去したのかと疑問を投げかけている（12月18日社説）。しかし以後この疑問を追求することはなかった。これを追求すれば、日本にとって不都合な事実に至ることを察知し自制したとみられる。

まして予備知識をもたない他の新聞は断片的情報や政府発表への疑問は多かったはずだが、それを表明することへの逡巡があったようだ。ただ『東京横浜毎日新聞』12月17日付社説「朝鮮よりの電報疑ふ可き者多し」は疑問を表明している。数日来朝鮮や長崎からの電報は疑問点が多い。最も疑わしいのは、日本兵が国王の求めに応じて王宮の保護に赴いたということ、閔泳翊の暗殺者が不明ということだ。そもそも漢城に駐屯している日本兵は壬午事変の後に日本公使館と日本居留民の保護のために派遣されたものであって、朝鮮の王宮などを保護するためではない。朝鮮国王から「自国の乱民」を防御するために日本公使館に兵士派遣を依頼することあったとしても、日本公使は直ちにこれを辞謝して公使館や日本人の保護にあたらなければならないはずが、王宮に赴き清国兵と交戦したのはなぜかと疑問を呈した。

これら当然の疑問だが、これを追求すればクーデターと日本公使の関わりという厄介な事実に迫ることになる。『東京横浜毎日新聞』もこれを端緒として事件の事実関係を追求することはなかった。無論情報取材収集力が弱かったし、立ち入って調査すれば検閲に抵触する恐れがある。そしてそれ以上に政府が報道禁止のガードをしている先には日本に不都合な事実の存在を予想させ、国家の利益という大問題に立ちすくんだのであろう。『東京日日新聞』も朝鮮国王の日本兵出動依頼は不可解と考えたが、朝鮮兵では不十分と考え日本兵を呼んだのであろうと推測し、自ら納得している（12月20日社説「朝鮮変乱の事情」）。

いくつかの新聞は疑問をもったのだが深く追求せず、自分なりに手近の回答を見いだしてやり過ぎしていくことになった。しかしそれでも政府などが用意する事件の説明への疑問はその後も生れ、また同時にそれを自分で押し殺そうとする力との葛藤は新聞内部で続いていく。

事件を朝鮮国内の二党派の争いと理解し、それへの日本外交官、日本人の関与を不問にしてしまえば、日本外交官や日本人は悲劇的に事件に巻き込まれ、朝鮮兵清国兵から一方的に危害を加えられた被害者ということになり、その被害に怒りをぶつけることになった。ほとんどの新聞紙は日本の国旗・外交官への侮辱、日本人居留民の被害という局面に言論報道を集中し、そこをクローズアップしていったのである。

特に急進的好戦的であったのは『時事新報』と旧自由党系の『自由燈』などである。彼らはクーデターの真相は棚上げにして公使館焼失・居留民被害をエキセントリックに語り、清国・朝鮮への憤激を煽った。『自由燈』12月16日は早くも「朝鮮の頑固人民及び同地駐在の支那兵は我日本帝国の国旗に向つて無礼千万失敬至極なる挙動を為せり、諸君にして愛国の精神あらしめば必ずや其の無礼失敬を憤り我国旗の辱を雪がんことを希望せらるゝなるべし」、『時事新報』も「我日本国に不敬損害を加へたる者あり」（12月18日社説）と事件の本質を何より「不敬」「侮辱」と唱え、それを見逃すべきでないことを主唱した。

二、

第一報の衝撃によって新聞言論報道は一挙に興奮したが、次の問題は事件処理をめぐる朝鮮、清国との外交交渉である。そこでの立論の基礎となるのは事件の事実認識であることはいうまでもない。12月18日、千歳丸で長崎に着いた外務省木下一等属が外務省に出頭し、井上外務卿、伊藤、山縣両参議、外務省幹部などに事件の経緯を詳しく報告した⁽¹¹⁾。またこの日、井上角五郎が着京し、直ちに井上外務卿、両参議等に事件の顛末を説明した⁽¹²⁾。当然福沢諭吉にも詳細に話したであろう。

その翌19日から各新聞紙に事件の詳報が掲載されだした。『時事新報』は12月19日20日「朝鮮事変」欄に「遭難記事 井上角五郎、今泉秀次郎」を連載した。これは12月4日郵征総局での事件から始め11日の仁川出港まで井上角五郎が体験したことを語っており、事件を生々しく伝えている点でこれまでの報道よりはるかにニュースヴァリューがあった。「遭難記事」は『郵便報知新聞』19日に「井上角五郎氏の直話」として掲載されたのを始め、いくつかの新聞に転載された。井上角五郎は上京途中『神戸又新日報』記者と面談したらしく同紙掲載の談話からの転載記事を載せた新聞紙もある。いずれにせよ井上角五郎直話は事件を体験した最も信憑性の高い情報として広く流布した。

しかし井上の「遭難記事」が4日から始まっているということは、それ以前のクーデター計画などに関して口を閉ざしているのである。事件到着後、井上は政変の回顧談を何度か公にしているが、そこでは計画段階について饒舌なほど語っている。「遭難記事」でそれを触れないのは、「遭難記事」と回顧談のどちらもが意図的に変形された物語であることを示している。

「遭難記事」についていえば、変形は外務省検閲段階でも行われたが⁽¹³⁾、井上馨外務卿や福沢諭吉等の意向を受けて活動していた井上角五郎がこの段階で何を語るべきか、語らざるべきかを十分承知していて自己検閲し取捨・変形を行ったことは推測に難くない。二重の検閲による変形であったのである。

井上角五郎直話以外にも12月19日付『東京日日新聞』は「朝鮮変動の詳報」との見出しで事件の経過を載せている。これは出所不明だが井上角五郎直話と大同小異の話しで外交官の報告をアレンジして外務省が洩らしたのもかもしれない。この日の『東京日日新聞』には「仁川より帰朝せし人の直話」の掲載もあり、「昨日朝鮮仁川港より帰朝せし或る人」から聞き込んだ「直伝」の話しを掲載している。さらに20日には「京城より帰朝せし人の直話」も掲載した。以後他新聞も競って事件の体験者からの聞き取り記事を掲載していった。これらもクーデター失敗後の混乱渦中であつた被害の体験談である。こうした体験談は個々の場面での自己の被害を語っており、それなりの事実であろう。だが一局面に限定した語りは、政変全体と日本の関与という事実は見えなくして

いる。

また井上角五郎などが語る物語のなかにさえ被害者日本対加害者朝鮮・清という構図には合わない事実が露出しており、それに気づいた新聞は疑問をもたざるをえなかった。旧自由党機関紙『自由新聞』は事件第一報を聞いた段階では過激に反応し漢城占領を主張していたのだが、井上角五郎直話を掲載した後の12月21日社説「朝鮮事変」で、井上の直話では国王護衛の日本兵がやすやすと撤退し、次に清兵が国王護衛にあたったということだが、この経過は不可解だし、混乱のなかで日本公使が仁川に逃避した後で清兵が日本居留民を保護して仁川まで送ってきたという挿話もあるが、清兵は日本兵・日本人に粗暴に敵対したという説明と合わないなどと井上直話の説明に疑問を表明した。「起りたる事実は皆な悉く余輩をして咄咄怪事と呼ばしむるの咄咄怪事」と称している。

しかし『自由新聞』もこれ以上は深入りすることはなかった。新聞の大勢は事実の追求より、朝鮮、清への謝罪・賠償要求に向かい、さらに開戦論も登場してきた。政府のなかにも薩派軍部などに開戦論が台頭したし、現地に派遣された井上毅は「朝鮮を以て一局部の戦地」とする意見を送り、開戦するには「事件に於て道理上弱点ありとの懸念」もあり、「固より竹添の入衛の際手振りも有之候」だが、「一、竹添は王命に順ひたる事。一、王命には証憑ある事。一、内乱の事情には初めより干渉せさりし事。右は明白なる事にて有之候」と、この三つで押し切ることを主張していた。⁽¹⁵⁾

新聞のなかで開戦論の先頭にたっていたのは『時事新報』である。『時事新報』は「支那人朝鮮人の乱暴狼藉」を強調し、「其首謀者たり教唆者たり実権者たる支那兵」の24時間以内の撤兵、償金二千万円を要求することを主張した（12月23日「朝鮮事変ノ処分法」）。「全国中等以上の人々は仮令ひ過慮の譏を蒙るも、事の極端を想像し今度大使の談判は破るゝものと仮定して今より軍費支弁の覚悟は決して大早計ならざる可し」（12月26日「軍費支弁の用意大早計ならず」）と戦費負担の覚悟を求めた。

さらに「事こゝに至り止むを得ず口舌を以て理非を弁明することを廢し断然兵力に訴へて速かに此局を終るの工夫を為さざるべからず、斯の如きは双方国民の不幸此上なき事なりと雖ども国の恥辱には換へ難く万止むことを得ざるなり」と開戦を唱え、「我兵は海陸大挙して支那に進入し直ちに北京城を陥し皇帝熱河に退き給はゞ熱河に進み」、なんとしても日本の要求を認めさせる。「我輩の一身最早愛むに足らず進んで軍に北京に討死すべし、我輩の財産愛むに足らず、挙げてこれを軍費に供すべし日本全国を挙げて皆既に斯の如し」であると勇ましく戦争を煽りたてた（12月27日社説「戦争となれば必勝の算あり」）。

エキセントリックなまでの主張だが、福沢は息子一太郎宛書簡で「日本公使并に日本兵は、十二月六日支那兵之為に京城を逐出され、仁川へ逃けたる訳なり。日支兵員之多寡はあれ共、日本人が支那人に負けたと申は開闢以来初て之事なり。何れたゞにては不相濟事ならん」と直裁に述べているように蔑視していた清に敗れたという屈辱感、失望感に取り憑かれていた。そして西欧の眼を強く意識し、「此際に当り談判にもあれ、兵力にもあれ、支那に伸びて我れに屈するが如きことあらば或は恐る、満世界の人、支那人を標準として我日本の軽重を秤せん」（12月29日社説「榮辱の決する所此一挙に在り」）と何とかこの機会に清国を叩き、西欧列強に日本の優越を認めさせなければと思い込んでいた。

特派された特命全権大使井上馨の漢城での交渉が始まってからも、「御親征の準備」を唱える

『時事新報』を先頭にほとんどの新聞紙は強硬な主張を高唱していた。新聞の議論が現実離れしてきたとみたのか、外務省は検閲の維持とともに統制の一環として新聞社に情報を提供していく方針をとり、「本省議定相成候諸項の報知を許さるゝを目的とし、報知致候ても不苦と認たる諸件は勉めて付与し、疑心を絶たしめ、尚錯誤を避くる為め書面にて付与致候様大使の認可を経て決定致候⁽¹⁷⁾」と、交渉の報道をある程度認めることとした。

これに基づき外務省は東京府下各新聞社に原稿を下付していった。⁽¹⁸⁾下付原稿は井上外務卿の動向、12月の事件の際の日本兵の行動に関する補充情報、ロンドン・タイムスの事件報道の翻訳など多様である。これは「新聞紙上に登録するとき外務省又は其筋より下附されたる原稿なりとの意は記すへからず」と注意がつけられ、外務省出所記事であることは隠された。出所が外務省と分かると記事の信憑性が低下することを恐れたのである。ロンドン・タイムスからの翻訳記事でさえ、「各新聞社にて自ら倫敦「タイムス」より訳出したるものとすべし」と外務省出所の秘匿が指示されていた。

結局、1885年1月9日に全五箇条からなる漢城条約が結ばれた。当初朝鮮政府は竹添公使のクーデターへの関与を議題としようとしたが、清から対日譲歩の勧告があつて妥協し、竹添の行為は不問にするかたちで条約が妥結されたのである。⁽¹⁹⁾しかし清国との問題は先送りであったから次の焦点は清国との交渉に移っていった。

そのなかにあつて独自の立論をしたのが『朝野新聞』である。⁽²⁰⁾その1885年1月6日社説「戦争は手段にして目的にあらず」は、現在の有利な国際情勢のなかで清国政府を「屈服せしめ満足なる報酬を得て此の一件を終結すべき」だという。無闇に強硬論を唱えるのではなく、東アジアの力関係を計測したうえで清国から一定の「報酬」を得たところで終結すべきという現実論である。

そして「世の慷慨悲歌の士は吾輩の議論を以て因循姑息」だと非難し、「社会の耳目を以て自ら任ずるの論者にして決戦を主張して」いるのは冷静な判断を欠いていると厳しく批判した。「今日朝鮮事件の起るや、平和の手段に因りて一国の名誉と利益とを保護する計画あるを思はず、一にも二にも戦争と称する者は下等社会蒙昧人民と其の意見を同うする者に非ずして何ぞや」というのである。「社会の耳目を以て自ら任ずるの論者」即ち西欧の学識と教養を誇っているはずの知識人・新聞記者のポピュリズムを批判したのである。

さらに1月13日社説「感情の為に支配せらるゝ勿れ」では、「公議輿論の率先者たるを以て自から任じながら却て戦争の破裂を希望し激昂の議論を吐露して人心を煽動するは吾輩の決して黙々に付し去る可からざる所なり」と、他新聞の煽動的言論は強く非難した。そして「蓋し国家の名誉を維持し利益を保護するが為め戦争に依頼せざる可からざるの場合あるべしと雖も、之を為すには最も利害の判断力を要す、復讐憤懣の情思に動揺せられ又は武功の名誉眷恋して外交に従事するときは如何なる不幸の結果に生出すべきを知らざるなり、夫の漢城の事件を聞き朝鮮伐つべし支那戦ふべしと揚言する人々は幸に怒りを収め情を抑へて虚心平気に国家の利害を判断せよ」と訴えた。新聞紙というメディアが「公議輿論の率先者」であるどころか、「激昂の議論」で「感情」を煽っていることの慨嘆である。

『朝野新聞』は徒に感情的な被害者意識、他国への蔑視を言い立てて開戦を主張する「慷慨悲歌」を排し、あくまでに冷静に「国家の利害」を判断するところから問題を見ようとしていた。「社会の耳目を以て自ら任ずるの論者」が戦争を煽っているというのは暗に福沢諭吉の『時事新報』を指

しているようにとれる。しかし『朝野新聞』に正面から反論した新聞はなく、開戦・非戦をめぐる「公議輿論」の論議が率先されることはなかった。

寧ろ、好戦論の大勢に乗って登場したのが運動会である。『郵便報知新聞』1月16日によれば、「府下在留の学生中平生国事に熱心なる諸氏」が「先般朝鮮事件起てより痛く支那人の無礼を憤り我か汚辱を雪ぎ、我が損害を回復せんか為め充分の要求を為し」、もし清国が承諾しなければ「直ちに問罪の師を出して北京城下の盟を為さしめ以て清廷の強項を屈折す可し」というスローガンで1月18日上野公園での集会と行進を呼びかけたのである。同紙などいくつかの新聞紙は好意的予告記事を掲載した。

『郵便報知新聞』1月20日記事は、「志士運動会は英語にデモンストレーションと称し一種の志を抱ける者の其志を表白して其威を示し勢を示すものにて、或は示威会と呼ぶも不可なきなり」とこの新しい運動形態を紹介し、その当日の有様は「大布旗に我兄弟は虐殺に遭ふたり、我姉妹は陵辱を受けたり、との対句二十二字を双行に書き下し、其中央に我同胞よ之を回復するの策如何との一句を挿みたるは尤も人をし憤興の気を鼓せしめたり」、「其旗上に多く赤色の斑彩を施したるは皆流血に象とりしものなり、又た清人の斬首の画を字上に添えたるは甚た多く、殊に一際目立ちしは真の生豚の頭を斬りて竿頭に貫き又は豚尾を懸けたる旗にて此類の旗四五本を見掛けたり」というから相当に血気はやった集会である。集会後、行進に移り、時事新報社前では同社の開戦論を喜ぶ歓声をあげ、『自由燈』発行の見光社の前でも声援を送った。さらに朝野新聞社に至り窓ガラスを割るなどの乱暴があった。

『自由燈』1月20日記事「大運動会の景況」は全紙面の約半分の面積を使って大々的に集会と行進を報道した。特に大旗や生の豚の頭を竿に刺して掲げて猛々しく行進する情景を描いた挿絵を載せている。現に起きている出来事を絵師が描写し直ちに紙面に掲載するというのは当時としては珍しい。画自体が煽動的である。

集会条例によって屋外集会、学生の集会参加には規制があったにもかかわらずこの運動会は事実上黙認されていた。『朝野新聞』以外の新聞紙は好意的に記事にするか、少なくとも批判的に取りあげることはなかった。『郵便報知新聞』1月24日社説は、会衆の掲げた旗幟には礼を欠くものがあったが、「是れ社会鋭気の士の動もすれば免れ難き所、以て熱心国を憂ふるの真情を見る」ことができる寛容な態度であった。

運動会の組織者の詳細は不明だが、『自由燈』記事に名前があがっているのは熊本淡水会、有斐学校、築地有一館、佐賀青年会など九州出身書生の会、二松學舎、明治法律学校、明治義塾、専門学校、独逸学校等である。異色なのは車夫同盟の参加である。

東京での大運動会に刺激され、地方でも同様な運動会が開かれた。肯定的に報道する新聞によって集会・行進の「示威」が増幅されたことは間違いない。『時事新報』は運動会そのものを煽動したわけではないが、大運動会の歓声に包まれ、『朝野新聞』が乱暴を受けるというのは当時の好戦ジャーナリズムの構図を示している。

三、

1月2月と清国との交渉に備えて外務省の検閲は稠密になっていった。外務省は、1月3日に参謀本部にあてて兵の運動・軍器等の運搬などについて「虚構に属する浮説を流伝」させないよう検

閱に嚴重注意を加え、「事の確實にして世間に公布し妨げなき分のみ掲載」を差し許すことにしたので、⁽²¹⁾ 妨げにならない事項を当省に通知してほしい。「原稿検閲之際、貴省御通知を標準」とする旨を依頼している。交渉が微妙な段階で軍隊の移動などの情報が影響を与えることを恐れたのである。

外務省検閲の問題点は事前に記事を差し止めることはできるが、いったん出てしまった記事を処罰する権限をもたないこと、また東京府以外の地方諸新聞の検閲を実施する組織をもたないことなどであった。その一例として1885年1月8日付で外務省浅田徳則公信局長は東京始審裁判所検事野崎敬造に対して検閲を経ていない事項を載せた『朝野新聞』の処分を要請している。⁽²²⁾ これについて検事が行った処分に関する書類は見出せないが、2月9日『朝野新聞』雑報に前号雑報欄に記載した記事は原稿の出所が確然としないまま誤って掲載したもので、昨日「其筋」から編輯人に速やかに取消すよう口達があったので全文取消との社告がある。これが外務省の処分要請に応えた内務省の処置であろう。

1月9日、陸軍卿官房長から外務省浅田公信局長に日報社と兵事新聞から「朝鮮京城暴動顛末」の掲載申請があった旨連絡があり、外務省での検閲を依頼してきた。また同日外務省浅田徳則公信局長は内務省警保局長に東京日日新聞社から提出された広告原稿に「不穩の感触を惹起」する廉があったので不掲載としたが、今後広告についても当省の検閲を経ずに掲載しないよう各新聞社への通知を依頼している。⁽²³⁾ 甲申政変にかんするメディアの活動の多様化にともない検閲も手を広げていったのである。

さらに地方でも検閲を実施することになった。1885年1月9日、外務卿代理吉田清成は内務卿山県有朋にあてて「自今諸府県に於ても東京府下同様、刊行前予め原稿を検閲する様致度候、尤も此際原稿を検閲して之を新聞紙に記載するを認許するの儀は本官より全く其地の府知事県令へ委任可致候に付き、府知事県令に於て苟も新聞検閲の外交機密に渉るを認め候ものは其意見次第直に之を紙上に記載するを禁止し不苦候」と府知事県令に原稿検閲権限を委任するかたちで各府県での検閲実施を要請している。⁽²⁴⁾ これに応じて1月12日に山県有朋内務卿は大阪兵庫長崎等にそれぞれの地方新聞紙の事前検閲実施を指示した。

しかし全国的に検閲を実施するとなると統一的で明確な検閲基準を設定する必要がある。1月10日外務省公信局長浅田徳則は内務省警保局長清浦奎吾に東京と地方との間で検閲に「寛嚴」の違い生ずるのは不都合であるので、「従前に付与せし所の内規を詳密」としさらに不都合と考えられるものを追加した検閲内規を作成したい。ついては検閲実務と内規作成のため内務省から掛官の出張を依頼した。内務省は直ちにこれを認め、翌11日には内務省から三名の職員を外務省に出張させた。

検閲内規の作成は外務省職員、内務省出張職員によって急ぎ進められた。1月16日外務卿代理吉田清成は内務卿山県有朋に内務省出張職員の意見を取り入れた「新聞検閲内規」案を送り、検討を依頼している。山縣は格別の異論はなく、形式等を整えた「新聞検閲内規」最終案は1月20日付で決定した。⁽²⁵⁾ 以下の通りである。

今回の朝鮮事件に関する事項を新聞紙に掲載する義に付先は警視庁より相達置候次第も有之候 処今又右に關し別紙之通り相達候条此旨可相心得候事。

但當省并に其他之官衙に於て新聞原稿検閲を執行すること及び本達を新聞紙に掲載し又は他人

に通報するは勿論右之義に付当省若くは其他の官衙より相達したるもの或は処分したる事項共都て其大意と雖ども新聞紙に掲載不相成又他人に通報すること不相成候事。

明治十八年一月二十日 外務省

第一 今回之朝鮮事件に係る記事論説図画詩歌広告正誤等は都て外務省の認許を経されは新聞紙に掲載不相成候事。

第二 左に掲ぐる事項は直接に該事件に関係を有せざるものと雖とも当外務省の検閲認許を経されは紙上に掲載不相成事

- 一我陸軍海軍に係る事并に我外国交際に係る事
- 一朝鮮事件の為に生したる内外時事の景況并に評論言行
- 一支那朝鮮両国人并両国に直接の関係ある人の言行
- 一同上の人に対する言行
- 一官衙之公文処置

但し右に係る事項は之を社説雑報雑録漫言等何等の欄に掲ぐるを問わす都て検閲認許を経へきものとす

新聞検閲内規

一朝鮮事変に関し廟議を論難する事

一大使の挙動并に談判に関し誹譏に渉る文字を用ゆる事

以上二項は陽に褒め陰に貶し又は譬喩諧諷或は外を顕して内を悟らしめたる等総て論旨評語の此点に在るものを検査すへし

一朝鮮事変に関し支那に対する政略軍機を評論する事

但し政府の措置に関せず記者一己の思想を述るものは此限にあらず

一支那政府との外交談判に関し軍艦派遣又は軍備を整る等の説を掲ぐる事

一朝鮮事変に関し支韓両政府の処置を妄評して直接に同盟国を誹譏するに渉る論旨を掲ぐる事

一廟堂又は貴顕文武官の審議なりと妄りに構造して之を掲ぐる事

右各項の内其社説論評に係るものは必ず皆外交に関して障害を醸すとは為すへからず又第三項但書の如き一己の思想に出るものと雖も其障害なきを保せずとす故に其記載を禁するは全く検閲官の能力にて之を判別すへきこと、心得へし

又朝鮮事変に関し其論説雑報等の内往々妨害あるものは併せて之を検閲して其記載を禁するを要す

又嚮に示したる内規も其今日に在て尚記載を禁するを要すへき事項は宜く参酌すへし

最初の部分は各新聞社への通告文、次が検閲の全体方針、最後の「新聞検閲内規」が実際に検閲実施する際の基準である。方針は1月20日、21日に府下新聞社主を召喚し通告するとともに請書に署名捺印させた。⁽²⁶⁾「内規」は警視庁、府知事県令に示されたもので、新聞社には秘密である。検閲の対象は「記事論説図画詩歌広告正誤等」と様々なメディア総てを包括することが明示された。新聞記事でも「社説雑報雑録漫言等何等之欄に掲ぐるを問わす都て」が原稿段階で検閲されることになった。そして特に注意されている通り検閲の通達、検閲処分等について報道することは禁止さ

れた。読者は何がどのような理由で削除されているのかを知ることはできない。

この「内規」はこれまでのそれより具体的であり、且つ厳しくなっている。政府の外交に対する批判、伊藤博文全権大使への批判はまったく認められない。「政略軍機」に関わる報道は禁止され、軍事行動を訴えることも禁止された。また清、朝鮮を徒に非議し刺激することも禁止され、政府は外交交渉を攪乱させる要因をできるだけ排除しようとしたのである。

検閲は日常的に実施され、抵触するものは削除されたが、重大な違反については新聞社への処分が必要になった。しかし外務省は処分権限をもたないため、内務省に依頼する措置がとられた。1月19日付で18日付『朝野新聞』を発行停止処分とするよう井上馨外務卿から山県有朋内務卿に申請が出されている。理由は『朝野新聞』が同日の論説「朝鮮事件の要領」を検閲を受けずに掲載したことで、停止日数は内務省の意見に任せるとしている。⁽²⁷⁾

これについての外務省内検討文書によれば、『朝野新聞』論説は検閲認許を受けずに各種私報風説等を掲載したので新聞紙条例違反は明らかだが、新聞社を処分するには法的手続きとして同紙を告発し裁判所の判決を受けなければならない。しかし処分は緊急を要し、公開裁判では外交機密漏洩の恐れがある、『朝野新聞』が検閲を経ない記事を掲載したのは今回で三回目である。行政処分は官庁間協議で処理が可能で便利であるといった理由で裁判によらず内務省の行政処分が適当であるとしている。

これを受けて1月19日警視庁は『朝野新聞』に発行停止を命じた。同紙の発行停止処分が解除されたのは2月2日で、14日間の長期間に及んでいる。この間『朝野新聞』は志士運動会参加者から乱暴を受けるなどの被害にあったが、それを紙面で訴えることはできなかったのである。同紙が事件を報じたのは2月3日になってからである。

『朝野新聞』のこの長期間の発行停止は掲載記事が禁止事項に抵触したのではなく、検閲を受けずに記事を書いたという行為に対する処分である。しかし問題となった論説には6行と5行の2箇所削除（圏点処理）があり、その末尾に「本日の論説中文字に換ふるに圏点を以てする所あるは校正の際に至り聊か不都合のケ所あるを自ら発見したるに因れり、看官乞ふ怪む勿れ」と注記がある。通常は検閲で削除を命じられ、文章の補填修正ができない場合に伏字処理さるのだが、この場合は検閲を通りそうもない部分を自主的に削除し、それを検閲に出さず発行したため処罰を受けることになったようだ。

しかもちょうど外務省が検閲内規等を体系化し、各新聞社に検閲に忠実に従うよう改めて通達を出そうとしていた時期にあたっていたため、見せしめの意味もあって長期間の発行停止処分となったのであろう。2月4日『朝野新聞』雑録には「新聞子の病ひ漸く癒えゆ」と発行停止を嘆く短文が載せられている。

発行停止は新聞経営にとって大きな打撃である。『時事新報』は紙面では政府の外交方針を激しく叱咤していたが、そのため発行停止処分を受ける危険が生ずると裏から政府要人に手をまわして処分を免れようとした。

『時事新報』は対朝鮮政府の交渉が一応の着着をみた後、次は対清交渉ということで、1月14日「尚未だ万歳を唱るの日に非ず」、1月16日「支那の暴兵は片時も朝鮮の地に留む可らず」と清兵の暴行を強調し強硬な対清交渉を主張する社説を連日掲げた。

ところが、1月17日付紙面には社説はなく、「本日は時事新報の社説なし其の訳は昨朝認めたる

一篇夕刻に至りて俄かに其掲載を見合せざる得ざる場合と相成りたり、左れども時刻既に後れ更に一篇を草するの時間もなきゆえ止むを得ず今日の紙面は雑報其他にて一切取り切り余白を残さざることに致したり此旨悪からず看官諸君の諒怒を請ふ」との「社告」を一面冒頭に掲げている。明示していないが、検閲によって社説原稿が削除され掲載できなかつたのである。次いで1月19日(18日は休刊日)も社説はなく、「本日の社説は昨夜十時半頃に至りて遽に掲載し能はざる場合に指迫り依て急に一度組上げたものを再び取外せり」、17日の社説掲載見合せに続く事態で読者に対して大変無礼だが、「明日よりは注意を加へて更に読者諸君の厚意希望に背く等のこと無からんを勉め」と社告している。

翌20日は「支那の談判は速ならんことを祈る」という社説が載っているが、その前に「社告」があり、過日来一度ならず二度までも社説を掲げなかつたのは何故かと諸方より譴責があり、その中には記者の不勉強にでも原因するかの如く申し越してきた向きもあった。だが、これは朝鮮事変に関する記事論説はすべて外務省の検閲を経なければならないことから起きていることで、紙面の不体裁、配達の遅延も起きているが、読者の寛恕を願うと初めて外務省検閲に言及して事情説明をした。確かに社説を連日掲載できないというのは深刻な事態である。

こうした事態は福沢諭吉に大きな危機感を持たせたようである。福沢諭吉は、1月21日に海軍卿川村純義に書簡を送り、「扱又こゝに一事内々申上度は、昨夕路傍の噂を承り候に、老生関係の時事新報の義、内務より停止を命ぜらるべきやの趣、これが事実ならば誠に驚入候次第、時事新報の義は兼てより御話申上候義も有之、誰の為にするにもあらず、只其他の新聞に異なる所を申せば、外国の事を専ら注意致して国権云々は或は他よりも喧しき義可有之やに存候得共、是とても殊更に人の為にするにあらず、唯洋学者流、外国の事情を知るがゆゑに外国の事を申すのみ。今回朝鮮の事変杯に就ては色々申度事も有之候得共、実は政府の御都合を推察致し、且は日本国のためを思ふて、時としては心に思はぬ事までも記して事の跡を掩ひ居候位の次第、然るに此時事新報が政府の御意に叶はずとすれば如何致して可然や、実に当惑の次第に御座候」、「停止は内務卿の権に存する義、唯一朝の発意にて差留るとあれば一言も無之次第、誠に以難洪至極の訳けに付、何卒よき御都合御見計、御一声の御助力内々奉願候」と『時事新報』の発行停止を免れるよう山県有朋内務卿に話してほしいと依頼したのである。⁽²⁸⁾

川村に依頼したのは開戦論を唱えていた福沢が政府内部で開戦論に立つ薩派に接近していたためであるという。⁽²⁹⁾川村による山県有朋への工作を示す文書は見いだせないが、この時『時事新報』は発行停止処分を受けていない。恐らく何らかの工作が行われたのであろう。

四、

清国との交渉は難航が予想されたが、伊藤博文が特派全権大使に任命され交渉に赴いた。諸新聞の多くは相変わらず強硬な主張を唱えていた。しかしその論調の熱度はやや低下してきた。『時事新報』も依然として「我輩は主戦論者と云はるゝも敢て辞する所に非ざるなり」(1月28日社説「主戦非戦の別」と強面ではあったが、煽動的な調子は下がっている。ただし、事件の事実関係においては依然として譲らず、竹添公使以下の日本兵は朝鮮国王の請求によって出動したところに清兵が不当に攻撃した。交渉の席で当然その謝罪と賠償を要求すべきという主張である。

論調が穏やかになったのは厳しい検閲のためであろう。また外交交渉の段階に入り、「唯謹て政

府の挙動如何を待つのみ」という態度にならざるをえなかったこともある。この間、日本の要求が実現しなければ開戦という切迫論は次第に薄れ、『東京日日新聞』のように「事極まれば戦を辞せざるの覚悟を為すは左ることながら、之を將て直に開戦を主張し復た順序を踐むに及ばず」とするのは短慮で、「日清談判は順序を踐まざる可からず」として主戦論を制動する論が有力になったのである。⁽³⁰⁾

また交渉を注視するなかで、日本の要求の根拠である12月4日以後の事実関係を改めて論ずる動きが生じた。実際の交渉でも、日本は日本兵の出動はあくまで朝鮮国王の要請、先に発砲したのは清国兵と主張し、清国側はそれを否定し大きな争点となったのだが、⁽³¹⁾その情報が日本国内の新聞に漏れたわけではない。しかし交渉において事件の事実関係が争点となることは予想でき、新聞も改めて論及することになったのである。

『東京日日新聞』は清国と交渉するには改めて12月4日以降の「事実の覈査を以て尤も大切なり」として、朝鮮側清国側主張の事実を検討している。その結果、日本兵清国兵衝突は偶発的であった可能性をある程度認めた。しかしそこで論点を転じ、もし事情がそのようなことであれば、「京城變動に関係するの案件」は「東洋の大勢」のなかでは「小事」にすぎない。「東洋の大勢」において「大事」なのは「朝鮮の独立」であるとした（1月29日午前社説「日清韓三国の関係」）。

強硬論を主張してきた『時事新報』は、事件についての朝鮮政府の説明を「日本を誣ひ日本を瞞着す」るものとして全否定し（1月7日社説「日本を誣ひ日本を瞞着す」）、あくまで前述12月15日『官報』が伝えるのが「事実」であると主張し続けた（1月31日社説「官報再読す可し」）。しかしそれまでの感情的に日本への加害行為を言い立てる論調からは後退してきた。

朝鮮国王の要請による日本兵の出動、清国兵の発砲、それをきっかけとする暴動と日本人の被害という「事実」は新聞の感情的な強硬論の根拠でもあったから、それが揺らいでしまうと清国への強硬論もあやふやになってしまう。この時期、諸新聞はそれまで根拠にしてきた事実を否定したわけではないが、かつての自信は影を潜めたのである。

開戦論を公然と批判してきた『朝野新聞』は大運動会の標的になったり、長期間の発行停止を受けるなど多難であったが、その主張は一貫していた。発行停止解除後の2月18日から「朝鮮に対する政略」と題する論説を連載し、「我が貨財を損亡し、我が人名を傷害して常に我邦を仇視する朝鮮国をして其の独立を為さしめんとする、是れ実に必要に背違し己れを損して他を利せんとするもの」であって、朝鮮の独立を計ろうとする政略は「必要」もなく「利益」もないと断じている。「戦争の危険を冒して毫も我邦に利益する所なき」ことをすべきではないというのである（2月20日）。

日本は「朝鮮の独立を保護するの義務なく、又戦争を開て朝鮮の主権を支那に争ふを以て利益とせず」（2月21日）とも明言した。日本のとるべき政略は「固く自から守りて其实力を養ふに在り」、「今日我邦の外交政略は彼のマキヤベリー氏の説の如く道德の準繩外に於て政機を運転し、徒らに宋襄の覆轍を踏んで生存競争の犠牲と為らざることに注意すべし、世の人士たる者幸に一時の感情に制せられて百年の大計を誤ること勿れ」（2月22日「外交政略の標準を論ず」）と没道徳的に自己の利害を追求するのが外交であり、「一時の感情」に任せて開戦を唱えるのは愚かであるという。「感情は道理の判断を誤る」（3月3日、4日）のである。

これは国際関係を赤裸々な「生存競争」とみなし、「道德の準繩」、文化的親近感、心情的同情な

どを排し、自国の利害のみを基準にできるだけ冷徹に近隣諸国との関係を考えようとする立場である。それは決してたんなる非戦論、平和論ではない。朝鮮、清との関係も自国本位に割り切ろうというのであるから一種の脱亜論と言えるだろう。こうした立場は国際関係の認識としては重要だし、感情的な開戦論に対しては有効な反論である。だが具体的な朝鮮、清国に対する交渉条件の段階になると、積極的な意見とはならない。

伊藤博文と李鴻章の交渉は4月18日に妥結に至り、三箇条からなる天津条約が成立した。これが伝えられると日本の新聞はこぞって平和成ると大歓迎を表した。『時事新報』も「我輩は世人と共に談判平和落着の報を得て、既に已に喜悦に堪えず」（4月18日「天津の談判落着したり」）と大喜びであった。この時点では肝心の条約の内容は分かっておらず、日清両兵の4ヶ月以内の撤兵と京城事件に関係した清国将官を李鴻章が譴責するという二事項のみが伝えられただけである。それでも各新聞は平和成立と歓迎したのである。

この時期には数ヶ月前までの興奮した開戦論はすっかり影をひそめていた。『時事新報』は妥結の報が届く前から「何故か世上一般の輿論は兎角に平和を期して疑はざるものゝ如く」と「一般の輿論」が「平和」待望であると認めていた（前掲4月18日社説）。あれだけ大声されていた日本人の被害への賠償論が唱えられることはもはやなかった。条約では事件の事実関係は不問にされ、清国将官への譴責というのは正式な条文にはなく、李鴻章による伊藤博文への約束としてあるだけである。清国の責任も曖昧になったということは、逆に竹添公使等の事件関与もあいままということである。

条約の正文が正式に公布されたのはそこからさらに約一ヶ月後の5月27日で、これは翌日の各新聞に掲載されたが、それを論ずる各紙の熱はもはや冷めていた。それ以前の4月20日に検閲掛一同から「朝鮮事件も既に下た火となり検閲事項の数も減少したるを以て検閲時間の終りを午後六時とし休暇日は午後五時に出て七時まで居ることと決し可然存候」という願いが提出されている。開店休業である。そして6月30日新聞の原稿検閲廃止の通達⁽³²⁾が東京府下各新聞雑誌社と各府県に出され、外務省の検閲は終わった。

終わりに

甲申政変は、新たな国家制度をいかなる方向に形成していくのかを争った自由民権運動期から薩長閥の主導する国家制度の形成に向かう過渡的時期に起きた対外問題である。この過渡期に政治・社会・文化など様々な領域が変質していくが、それまで政治運動と連動し、多くが反政府的言論報道の機関であった新聞ジャーナリズムも変質していった。甲申政変における新聞の言論報道と外務省検閲においても、そのことが様々なかたちで表れてきている。

当時の新聞の現実的条件からすれば、朝鮮の漢城で起きた事件を報道し評論するのは相当難しかった。しかし既に報道言論の競争の状況は生まれてきており、新聞社は取材・通信をにわか仕立てでも組織化し、事件を伝え論評することになった。しかも朝鮮の政治・社会等に関する予備知識が乏しく、断片的情報では事件の概要を理解することもできなかったのである。そこでは多くを政府提供の情報に依存することになった。政府の情報統制が行いやすい状況であったのである。

しかも政府は出先外交官等がクーデターに一定程度関与し、失敗したのであるから、事件に関する情報を統制し、事件の重要な側面を隠蔽する必要があった。そこで一方で政府公認の事実を報知

するとともに、他方で検閲によってそれ以外は浮説として芟除しようとしたのである。外務省による事前検閲が急遽実施されることになった。しかし外務省は新聞紙条例による事前検閲について十分な準備があったわけではなく、内務省等関係官庁との連携も整っていたわけではない。それでも事件直後から原稿検閲が行われ、府下新聞紙掲載の朝鮮問題記事はすべて事前検閲を経たものである。

新聞社は検閲に従順に従っていた。新聞社から検閲への批判が出たことはない。検閲下での言論報道で府下新聞社にとって厄介な問題は、福沢諭吉の『時事新報』が断然有利な位置にあったことである。福沢諭吉はかねてから朝鮮開化派と親交関係をもち、朝鮮の内情について知識をもっていた。さらに当時弟子の井上角五郎を漢城に派遣しており、井上はクーデターに近いところにいたから、『時事新報』は事件に関して質量ともに豊かな情報を持っていたのである。他新聞紙は『時事新報』に引きずられやすい状況であったのである。

『時事新報』は事件を朝鮮、清国の日本への侮辱・陵辱として報道し、きわめて激昂した言論を掲げ、戦争によって日本の名誉・国威の回復を主張したのである。こうした好戦的言論報道の根拠は12月4日以降数日間の朝鮮「暴民」清国兵の日本公使・居留民への乱暴という「事実」である。日本は一方的被害者、被虐者と位置づけられた。だがその根拠となる事実は曖昧なところがあったし、事件の背景にあるクーデター計画の真相などについては報ずることはなかった。

福沢諭吉は1885年4月28日付の田中不二磨宛書簡において、「全体この事に付ては甚た内情在り。去年京城之變乱に日本之公使は全く知らざる者に非ず、啻に公使而已然るに非ず。朝鮮之日本党を助けて支那党を挫てやれと申は、竹添の後口之方に大丈夫なる後押しありし事なり（内極）。而して此後押も内之親分一同一致之事に非ず。一、二之人が極々伶俐に抜駆けしたる内実にて、之が為め扱事は首尾能参らず、大失敗之暁に至りて大心配なり」と事件の首謀者が政府の幹部（恐らく伊藤博文、井上馨）と見なしている。それを承知のうえで、「今回之一条は結局平和を以て我が体面を掩ふこと難し。無茶にも兵に訴へて非を遂るの外なしと存し候。時事新報杯にも専ら主戦論を唱へ候事なり。新報紙面と内実とは全く別にして、我非を掩はんと（す脱力）るの切なるより、態と非を云わず、立派に一番之戦争に局を結て、永く支那人に対して被告之地位に立たんとしたるもの、已」と書いている。⁽³³⁾

福沢は「我非」を故意に隠し、「態と非を云わず」に戦争を起こそうとしたと自認しているのである。「内之親分」の意図を忖度し、『時事新報』はそれに乗って好戦的キャンペーンを展開したことになる。彼にとっては「我非」を隠蔽することが国家の利益であって、それを行うことが新聞の役割と考えていたのである。

無論『時事新報』の煽動的開戦論は国際政治における瀬戸際戦術であったとみることもできる。しかし読者からすれば、「社会の耳目」であるはずの新聞紙が故意に事実を隠して瀬戸際戦術をとるのであれば、新聞紙はきわめて危険な機関ということになるだろう。

他の新聞紙は福沢諭吉ほど深く事態を把握していたわけではない。だが政府発表の事実、当事者の体験談が辻褄の合わないことを感じていた。その疑問はいくつか表明されていたが、深く探求されるまでには至らなかった。取材力が乏しかったこともあるが、ここでも深く追求することは日本にとって好ましくないという禁忌意識が働いていたと推測できる。各紙の横並び競争から生まれている大勢に乗って朝鮮、清国を攻撃しているほうが安泰であった。

ユニークであったのは『朝野新聞』である。『朝野新聞』は「感情は道理の判断を誤る」として煽情的な好戦論を批判し、冷静な「判断」の必要を唱えていたのである。ただ注意すべきは、『朝野新聞』が追求していたのは平和ではなく、あくまで日本の「利益」であったことである。日本の「利益」追求がこの局面においては開戦反対となって現れたのである。

外務省の検閲は次第に整えられ、厳格化された。そこでは開戦論、非戦論にしる政府の外交を批判する言論、政府公認の事実から外れた報道は封じられた。政府は過度の雑音がなく、攪乱要因がない環境での外交を望んでいたのである。

検閲による事実の隠蔽のうえに『時事新報』を先頭とする新聞紙の煽情的キャンペーンは成立していた。高橋秀直の鋭い分析の通り福沢ら好戦派ジャーナリズムの煽動は「事件の真相を政府が陰蔽したことで可能になった」⁽³⁴⁾のである。

しかし、事実の隠蔽は政府の検閲のためだけではない。新聞自身が「我非」を報道しようとしなかったことにも起因していたのである。寧ろ報道しないことに国家の「利益」を見出し、そうした「利益」を体した言論報道を新聞の役割とする通念が形成されつつあった。そこにはメディアが国家機構に組み込まれていく一端、あるいは政治権力とメディアとの暗黙の協働的關係の形成を見ることが出来る。

漢城条約、天津条約は妥協の政治の産物であるから、事件の真相は棚上げにされた。日本の新聞からすれば被害・被虐が認定されたかのように見ることもできた。この後、事実の引証なしに、被害・被虐の体験として甲申政変の記憶は貯蓄され、以後政府やメディアの政治的必要性によって引き出すことが可能になったといえる。

(1) 牧原憲夫『客分と国民のあいだ 近代民衆の政治意識』(1998年 吉川弘文館) 143~147 ページ。

(2) 拙著『情報覇権と帝国日本』三 (2016年 吉川弘文館) 41 ページ以下。

またこの時期の日本と朝鮮の間の通信が外交交渉に与えた影響については、高橋秀直『日清戦争への道』(1995年 東京創元社) 参照。

(3) 明治十七年十二月十三日竹添公使来電 (十二月十三日長崎発)、「朝鮮暴動事件一／1」外務省簿冊「対韓政策関係雑纂／明治十七年朝鮮事変」所収 (JACAR: B03030193400)。

(4) 『朝野新聞』1884年12月15日付号外。

(5) 明治十七年十二月十三日吉田外務大輔より井上外務卿宛、前掲「明治十七年朝鮮事変／2明治十七年十一月二十八日から明治十八年一月」所収。詳しくは前掲拙著。

(6) 外務省が省令を公布して言論報道を検閲した事例はいくつかあるが、第一次世界大戦におけるそれについては拙稿「統制と自発的検閲協働システムの形成 —第一次世界大戦における外務省令撤廃記者運動をめぐって」『桃山学院大学キリスト教論集』第50号 (2015年3月)。

(7) 1884年12月20日付浅田外務省公信局長宛内務省警保局長清浦奎吾書簡で、内務省は今日発行の『勉強新聞』漫言欄に井上角五郎直話掲載の際「其筋」から取捨節略を命じられた部分が他新聞には掲載されているという苦情が載せられていることを注意喚起している。また『今日新聞』第62号「内閣の決議」という事項抹殺されているが、題名が残っていて題名も抹殺する必要があるなどと検閲不行き届きを指摘している。簿冊「朝鮮事件新聞検閲一件」JACAR: (B03040632400)。

(8) 前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。

- (9) 前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。
- (10) 『郵便報知新聞』12月15日社説「朝鮮事変」、12月16日社説「朝鮮事変の続報及び日清の関係」。
- (11) 『東京日日新聞』記事12月19日「変状具申」。
- (12) 『時事新報』12月19日雑報。
- (13) 「遭難記事」転載での検閲事例だが、先の12月20日付浅田外務省公信局長宛清浦奎吾書簡には今日発行の『勉強新聞』漫言欄に井上角五郎直話掲載の際「其筋」から取捨節略を命じられたが、他の新聞にはそのまま掲載と検閲不公平を示唆する一文があることを注意しているが、これは「遭難記事」に検閲削除があることを示している（前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収）。
- (14) 『東京横浜毎日新聞』12月20日「高橋千代松氏の直話」、同日「朝鮮より帰朝した人の話」、『絵入朝野新聞』12月21日「雑報 京城変乱の実況 今度朝鮮から帰朝されし某氏の直話なりとて伝へ聞きたるまま左に記す」など。
- (15) 明治十七年十二月二七日付伊藤博文・井上馨・山縣有朋・松方正義宛井上毅書簡、伊藤博文文書研究会編『伊藤博文関係文書』一（1973年 塙書房）350ページ。
- (16) 12月21日付福沢一太郎宛福沢諭吉書簡、『福沢諭吉書簡集』第4巻（2001年 岩波書店）214ページ。
- (17) 12月25日付外務省浅田公信局長宛於下関斎藤権大書記官近藤権大書記官、前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。
- (18) 「東京府下各新聞社下附の原稿」前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。
- (19) 高橋秀直「形成期明治国家の朝鮮問題—甲申事変期の朝鮮政策の政治・外交史的検討—」『史学雑誌』98巻3号（1989年）。交渉経緯については田保橋潔『近代日韓関係の研究』上巻（1940年朝鮮総督府、1973年原書房復刻）991ページ以下。
- (20) 以下で取りあげるのはあくまで『朝野新聞』の社説であるから、社説執筆者を特定する必要はないが、おそらく執筆者は末広鉄腸と推定できる。
この時期の末広鉄腸の思想史的研究には真辺美佐『末広鉄腸研究』（2006年 梓出版社）があり、その252ページ以下で甲申政変期を論じている。
- (21) 「陸軍省大日記」明治十八年一月三日甲第一三号新聞紙に掲載朝鮮事件に関する諸項（C08052977900）。
- (22) 「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。この文書には文意からすると甲号乙号の添付書類が付いていたはずだが、簿冊に綴じ込まれていない。乙号は警視庁が前年12月に府下各新聞社に原稿提出を命じた際の請書であったようだ。
- (23) どちらも前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。
- (24) 前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。
- (25) 前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。「新聞検閲内規」の作成過程でのいくつかの草案が残っており、それらの異同は興味深く、またさらに検討を余地があるが、ここでは割愛する。
- (26) 「朝鮮事件新聞検閲一件」に各新聞社社主の署名捺印の請書が収録されている。
- (27) 前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。
- (28) 慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第4巻（2001年 岩波書店）232ページ。
- (29) 前掲高橋秀直「形成期明治国家と朝鮮問題」。
- (30) 1月22日午前『東京日日新聞』社説「日清談判は順序を踐まざる可からず」。尚、1885年1月1日から『東京日日新聞』は朝（乙号）と夕（甲号）の二回発行となった。朝夕刊発行を始めたのである。社説は

甲号と乙号の両方に載ることもあった。

- (31) 「伊藤大使李鴻章天津談判の件」(一)『日本外交文書』第18巻229ページ以下。
- (32) 前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。
- (33) 福沢研究センター「福沢諭吉関係新資料紹介」所収『近代日本研究』第23号(2006年)。
尚、福沢諭吉と甲申政変の関係に関する研究は数多く、参考にしたが挙名は割愛する。
- (34) 前掲高橋秀直論文。

※ 資料の引用にあたっては、読みやすさを配慮して、旧漢字・異字体は原則として現用の漢字に改め、カタカナも平仮名に直した。

引用資料中に表記されている年号、数字は原文の通り元号、漢数字とした。

